

就学支援金の申請に必要なマイナンバー関係書類を 提出できない方へのお知らせ

就学支援金の受給申請にあたって、原則はマイナンバーにより所得審査を行います。

やむを得ずマイナンバー関係書類を提出できない方は、以下の方法で所得審査に必要な書類を取得していただき、所定の申請書とあわせて学校に提出してください。

1. 所得審査に必要な情報

区市町村民税（住民税）に係る以下情報が全て必要です。

- ①課税標準額（課税所得額） ②合計所得金額 ③総所得金額等
- ④扶養親族の合計人数（内、「16歳未満扶養者数」を含む。）
- ⑤本人該当区分 ⑥調整控除の額

2. 学校への提出が必要な書類（マイナンバー収集台紙の代わりに提出するもの）

「1 所得審査に必要な情報」が記載された以下の書類（原則、（1）と（2）の両方）

（1）以下いずれかの書類

ア 令和6年度住民税（非）課税証明書

令和6年1月1日にお住まいの区市町村から取得（詳細は裏面）

イ 令和6年度納税通知書（自営業などの場合）

毎年6月に発行されるもの

（2）別紙1「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（「補足様式」）

令和6年1月1日にお住まいの区市町村から取得（詳細は裏面）

ただし、以下の場合には、（2）別紙1「補足様式」の提出を省略することができます。

ア （1）の書類において上記「1 所得審査に必要な情報」が全て記載されている場合

イ （1）の書類において「課税標準額（課税所得額）」が確認できている場合で、
「調整控除の額」が不明であっても、所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
⇒ 具体的には…

「課税標準額（課税所得額）」×6%（両親の合計）－1,500円（※）が
304,200円未満である場合（※ 就学支援金の所得審査における調整控除額は最小で1,500円）

※令和6年4月から6月分を申請する場合は、**令和5年度**の書類をそれぞれ提出してください。

※不明な点については、生徒が在学する学校の経営企画室にお問い合わせください。

（裏面もご確認ください。）

3. 課税証明書及び補足様式の取得方法

【住民税担当窓口での手続き】

※令和6年度課税証明書の場合

- (1) 令和6年1月1日にお住まいの区市町村の住民税担当窓口において、課税証明書の交付申請をしてください。
- (2) その際、別紙1「補足様式」とともに、別紙2「住民税情報の提供協力依頼」を提示して、「1 所得審査に必要な情報」が課税証明書に全て記載されているかどうかを確認してください。
- (3) 審査に必要となる項目が一つでも記載がない場合、別紙1「補足様式」に必要事項を記載いただくよう依頼してください。

別紙1「補足様式」

(別紙1)

(氏名) 殿

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002 (地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。(本人該当区分のうち「未成年」を除く。))については、下記の通りです。

令和____年度(令和____年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) _____円
- 合計所得金額 _____円
- 総所得金額等 _____円
- 扶養親族の合計 _____人(※同一生計配偶者を含む)
(内、16歳未満扶養者数 _____人)
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 _____ その他障害 _____ 寡婦 _____ ひとり親 _____
勤労学生 _____ 未成年 _____

(税額控除・内訳)

- 調整控除の額 _____円
※市町村民税補加分

日付 令和____年____月____日
市区町村名 _____
担当部局課名 _____

4. 注意事項

- 課税証明書の発行にあたっては、原則として**手数料**が発生します。
- 別紙1「補足様式」が必要となる場合、コンビニや出張所等の窓口では対応できないことがあります。また、**申請日当日に対応できない場合がありますので、申請期限までの日数に余裕を持って手続きをしてください。**学校の定める期日までに申請書類を提出できない場合、受給開始の遅れや、受給できなくなる場合がありますので御注意ください。
- 課税証明書の郵送請求の方法、手数料の取扱い、対応可能な窓口など、手続きの詳細については、事前にお住まいの区市町村ホームページ等を御覧になるか、住民税担当窓口にて御確認ください。

(課税証明書の一例) ※課税証明書の様式は区市町村によって異なります。

令和○年度 特別区民税・都民税課税証明書

賦課日現在の住所 東京都○○区○○一丁目○番○号
氏名 就学 太郎

相当年度 令和○年度 (令和△年中の所得)		所得 控 除 の 内 訳	社会保険料控除額	400,000	税 額 控 除	調整控除	2,500
給与収入額 7,689,000			配偶者控除額	330,000		住宅借入金等特別税額控除	80,000
年金収入額			扶養控除額	660,000		*****	*****
給与所得 5,720,100			基礎控除額	330,000		*****	*****
*****			*****	*****		*****	*****
*****			*****	*****		特別区民税・税額控除前所得割額	240,000
*****			*****	*****		都民税・税額控除前所得割額	160,000
*****			*****	*****		特別区民税・所得割額	190,500
*****			*****	*****		特別区民税・均等割額	3,500
*****			*****	*****		都民税・所得割額	127,000
*****		*****	*****	都民税・均等割額	1,500		
*****		*****	*****	合計年税額	322,500		
*****		*****	*****	扶養人数	2人		
総所得金額等 5,720,100		所得控除額合計	1,720,000	参 考			
合計所得金額 5,720,100		課税総所得金額	4,000,000				
		上記以外の課税所得金額	0				

～住民税情報の提供協力依頼について～

各区市町村住民税担当部署 御中

別紙 2

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

高等学校等就学支援金制度の実施における 区市町村住民税情報の提供に関する協力依頼について

この依頼文をお持ちの方は、高等学校等就学支援金の申請に必要な所得確認書類（具体的には、住民税「課税証明書」）を取得するために来庁されています。

高等学校等就学支援金の受給審査にあたっては、住民税「課税証明書」に「課税標準額（課税所得額）」や「調整控除額」等の情報が必要です。

お手数ですが下記の【御対応いただきたいこと】のとおり御協力をお願いします。

なお、本件協力依頼については、下記関係通知により都内各区市町村住民税担当課に事前にお知らせしております。

御不明な点などありましたら、下記問合せ先まで御連絡願います。

【御対応いただきたいこと】

（１）貴区市町村の課税証明書について、以下項目の記載の有無を御確認ください。

- ①課税所得額（課税標準額） ②合計所得金額 ③総所得金額等
- ④扶養親族の合計人数（内、「１６歳未満扶養者数」を含む。）
- ⑤本人該当区分 ⑥調整控除額（区市町村住民税相当分）

（２）（１）で記載のない項目について、様式１「補足様式」に記載してください（次ページに記載例あり）。

○関係通知等

- ・令和２年３月３１日付文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）」
- ・令和３年５月２４日付東京都生活文化局、教育庁、総務局連名の区市町村宛事務連絡「高等学校等就学支援金制度における住民税課税証明書交付時の追加情報の提供に関する協力依頼について」
- ・令和５年３月２８日付東京都生活文化スポーツ局、教育庁、総務局連名の区市町村宛事務連絡「令和５年度向け高等学校等就学支援金制度における住民税課税証明書の追加情報に係る補足様式の改訂及び協力依頼について」

○問合せ先

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03-5320-7862

別紙 1【記載例】

別紙 2

(別紙 1)

就学 太郎 殿
(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書 (補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。））については、下記の通りです。

課税証明書に記載の無い項目は
全て記載してください。記載のある
項目については不要ですので横線
を引いてください。

令和 6 年度（令和 5 年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） 4,000,000 円
- 合計所得金額 円
- 総所得金額等 円
- 扶養親族の合計 人（※同一生計配偶者を
含む）

（内、16歳未満扶養者数 人）

- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○

特別障害 その他障害 寡婦 ひとり親

勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 1,500 円
※市町村民税相当分

日付 令和 6 年 6 月 20 日

市区町村名 新宿区

担当部局課名 市町村民税課

公印※省略可